**北秋田市地域おこし協力隊の募集について**

「伝統工芸『秋田八丈』の継ぎ手となる北秋田市地域おこし協力隊」

北秋田市は、秋田県の北部中央に位置し、面積は秋田県全体の約１割を占め、市の中央部には花の百名山である「森吉山」がそびえる他、世界自然遺産で知られる白神山地を仰ぎ見ることができる自然豊かな地域です。

道路網や公共交通機関は縦横に整備され、日本海沿岸自動車道や東北自動車道に容易に接続ができ県都秋田市まで約80分、青森県弘前市まで約70分、岩手県盛岡市まで約120分でアクセス可能です。また、首都圏と本市を結ぶ大館能代空港は北東北の空の玄関口としてビジネスや観光客に活用されるなど高速交通体系も充実しております。

主な産業は、稲作を中心とした農業や衣服・木材、電子部品などの製造業、医療・福祉が主で産業別就業人口では第三次産業が約60パーセントを占めております。

その一方で、国・県指定の有形無形文化財に関わる伝統工芸も盛んな地域で、日本で唯一の職人がいるなど魅力ある文化や技を後世に残していこうとしておりますが、技術者の高齢化や担い手不足が本市の喫緊の課題となっております。

このような地域の魅力を発信する伝統文化を途絶えさせないためにも、生産者や地域の人々と力を合わせ、技術の承継者となって頂ける意欲のある方を、「北秋田市地域おこし協力隊」として募集します。

* 募集に関する詳細については、「伝統工芸「秋田八丈」の継ぎ手となる北秋田市地域おこし協力隊募集要項」にてご確認ください。

１．募集人員

　　２名(男女問わず)

２．応募資格

概ね20歳以上の方（令和４年４月１日現在）で、次のいずれにも該当する方を対象とします。

（１）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者

（２） 応募時点で三大都市圏の都市地域又は地方都市等（総務省が定める条件不利地域を除く。）に居住し、隊員に任用された後、本市へ生活の拠点を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に登録を受ける事が可能である者（委嘱される前に既に本市に定住又は定着している者を除く。）

（３）誠実に職務を遂行できると認められる者

（４）地域活性化に意欲と熱意を有し、積極的に活動することができると認められる者で、退任後も引き続き秋田八丈の事業承継に関わる意思がある者

（５）道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第３項に規定する普通自動車免許を有している者

（６）パソコンの一般的な操作ができ、インターネット、ＳＮＳ等の活用ができる者

(７) 募集期間の始期の属する年度の４月１日現在において、概ね20歳以上40歳未満の者

（持続可能な産業とするため技術習得後も携わって頂くため）

３．活動内容

1. 北秋田市の伝統工芸である「秋田八丈」の製造・販売に関すること
2. 国内及び国外に対する「秋田八丈」のＰＲに関すること
3. その他、本市の産業振興に関すること
4. 隊員自らが本市への定住のために行う活動に関すること

４．活動条件等

《勤務地》

隊員の勤務地は北秋田市商工観光課内（北秋田市花園町15-１）、または製造生産に係る施設とします。

《雇用形態》

会計年度任用職員とします。

《雇用期間》

令和５年２月１日以降で協議の上決定する。  
ただし、市長が認めた場合は１年を単位とし、最長３年まで延長することができます。  
・活動日は、原則として平日（月曜日から金曜日まで週５日）を基本とします。  
・勤務時間は、午前９時00分から午後４時00分まで（休憩60分含む）とします。  
・休日は、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から１月３日）です。ただし、活動内容によって休日勤務もあります。この場合は振替対応とします。

《賃金》

月額195,100円（時間外勤務手当、休日勤務手当その他の手当はありません）  
　・期末手当の支給があります。

・社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していただきます。  
　・活動経費等 ・住居は市が指定した住居とし、家賃は市が負担します。  
　　※引越しや生活必需品、光熱費などの経費は各自の負担となります。  
　・活動に必要な車両、パソコン等の事務機器は市が貸与します。  
　・その他活動に必要な経費は、予算の範囲で市が負担します。  
　・活動に関連し出張する場合の旅費は、予算の範囲で市が支給します。

《その他》

生活や通勤の手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持込みをお勧めします。

５．応募手続き

(１)　募集期間

　　１０月７日から１２月３１日まで。

※募集期間内に任用者を決定することができない場合は募集期間を延長する場合があります。

　(２)　提出書類

①　伝統工芸「秋田八丈」の継ぎ手となる北秋田市地域おこし協力隊応募用紙  
　　②　履歴書　様式は任意。６ヶ月以内に撮影したカラーの顔写真を貼付してください。

　　　　応募方法は、応募書類を郵送またはＥメールで提出することとします。ただし、郵送の場合は募集期間内の消印を有効とし、Ｅメールの場合は発信日が募集期間内のものを有効とします。

　郵送先は、〒018-3312　秋田県北秋田市花園町15-１　北秋田市産業部商工観光課商工労働係です。

　　　Ｅメールの送信先は、syoukou@city.kitaakita.akita.jpとし、タイトルを「北秋田市地域おこし協力隊の応募について」と題し、応募書類及び履歴書に貼り付けた写真がカラーで確認できるデータを添付し送信してください。  
※応募書類は返却いたしません。提出された個人情報は、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

６．選考

（１）１次選考  
　　　書類審査により１次選考を行い、選考結果は、応募者全員に対し文書で通知します。  
　（２）２次選考  
　　　１次選考合格者を対象に２次選考（面接）を行います。  
　　　日時、場所等の詳細については、協議の上決定します。  
　　　　※２次選考会場までの交通費等は応募者の負担となります。  
　　　　　選考結果は、速やかに参加者全員に対し文書で通知します。  
　（３）協力隊員の決定  
　　　２次選考の合格者と活動開始日等を協議の上決定します。

７．お問い合わせ

　北秋田市役所 産業部 商工観光課商工労働係（担当：千葉、高堰）  
　住所：〒018-3312　秋田県北秋田市花園町15-１  
　ＴＥＬ：0186-62-5370  
　ＦＡＸ：0186-62-5551  
　E-mail：syoukou@city.kitaakita.akita.jp